

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の在り方 ・支援策の在り方 <p>の方向性が示された。</p> <p>○ これらを受け、社会保障審議会福祉部会における検討を行い、その結果を踏まえて制度の見直しを行うこととする場合には、当該見直しに伴う税制上の措置を講ずる必要性がある。</p>
<p>本要望に対応する 縮減案</p>	<p>—</p>

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標 1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p> <p>施策目標 1-3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること</p> <p>施策大目標 2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p>
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉連携推進法人の活用促進を含めた社会福祉法人の協働化の促進方策を講じることにより、福祉サービスの提供主体としての役割を果たすこと ・権利擁護支援を必要とする者に対し適切に福祉サービスを提供し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 等
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人に求められる機能、置かれている状況を踏まえ、協働化の促進が重要であり、その促進方策が必要であること ・ 昨今の社会情勢を踏まえ、第二種社会福祉事業である「福祉サービス利用援助事業」の事業内容を見直すことが重要であり、多様な主体の参画を促す必要があること等から、税制措置が必要である。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	—	